

要望事項	13 建設局
	(1) 市町村土木補助の充実

(要 旨)

道路新設・改良等の市町村土木事業に対して、積極的な財政支援されたい。

- ① 補助採択基準及び補助制度の弾力的な運用
- ② 道路の安全確保のため上下斜面の落石等の防止対策、防風対策及び沿道緑化のための植生への補助対象事業の拡大
- ③ 道路補修に要する経費の補助率の拡大
- ④ 安全施設（ガードレール・転落防止柵）の改修に係る補助の拡大
- ⑤ トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁、道路付属物の修繕事業への補助対象の拡大

(説 明)

- ① 市町村土木事業の補助は、平成23年7月の採択基準改正により地域の実情に即した必要性の高い道路の整備がしやすくなった。しかし、山間・島しょ地域の実情を踏まえたより一層の弾力的運用と、補助採択基準の緩和が必要である。
- ② 急峻な地形の山間・島しょ地域では落石等が頻繁にある箇所が点在し、通行の安全確保と道路の適正な維持管理を図るために、補助事業の対象となるよう採択の基準の見直しを検討されたい。

また、防風対策に加えて緑化や付属物の整備についても、新たに補助の対象とすることが必要である。

- ③ 舗装済の生活道路は、経年劣化等により破損の著しい個所が多数発生している。道路拡幅の必要性は乏しいが、住民生活に大きな影響を及ぼす。今後、舗装補修を必要とする道路が増え、現行補助率10分の3を新設又は改築に要する経費と同率の2分の1に拡大する必要がある。
- ④ ガードレール及び転落防止柵等安全施設の老朽化による撤去・設置については補助の対象外となっている。島しょ町村においては塩害による腐食が著しく安全施設の危険箇所が増えている。地域の実情を考慮のうえ、補助対象とすることが必要である。
- ⑤ 都市の防災性の強化が求められている現在、道路整備とともに、トンネル等の既存施設の計画的な修繕が多摩地域の防災性・安全性の向上が非常に重要である。

トンネル等の修繕事業については新たに補助事業が必要である。

要 望 事 項	13 建設局
	(2) 都道の整備促進等

(要 旨)

産業振興と住民生活の安定化のため、次の主要地方道、都道の新設、整備を積極的に進められたい。

- ① 福生都市計画道路3.4.10号線（主要地方道5号新宿・青梅線
青梅街道～福3.5.17号線の）早期拡幅 (瑞穂町)
- ② 福生都市計画道路3.4.4号線（瑞穂町大字殿ヶ谷～大字武蔵）の早期拡幅
(瑞穂町)
- ③ 青梅都市計画道路3.4.13号線（青梅3.4.4～青梅3.4.8）の
早期着工 (瑞穂町)
- ④ 都道184号線（大入地区～日の出山～御岳山～海沢）の整備促進
(日の出町・奥多摩町)
- ⑤ 都道238号線（肝要地区(トンネル)～青梅市吉野地区）の建設促進 (日の出町)
- ⑥ 秋3.5.2号線～秋3.4.5号線（都道165号線）を結ぶ道路
の新設整備 (日の出町)
- ⑦ 都市計画道路秋3.4.14号線（都道185号線）の全線拡幅整備 (日の出町)
- ⑧ 都道主要地方道31号線（二ツ塚～萱窪信号）早期拡幅整備 (日の出町)
- ⑨ 都道251号線（青梅・日の出線）の全線拡幅及び歩道の整備 (日の出町)
- ⑩ 秋川南岸道路の早期建設 (檜原村)
- ⑪ 檜原村南北横断道路の早期完成 (檜原村)
- ⑫ 都道205号線（水根本宿線）の整備促進 (檜原村)
- ⑬ 主要地方道33号線（上野原・五日市線）の拡幅整備 (檜原村)
- ⑭ 山岳道路の防災対策の強化 (檜原村・奥多摩町)
- ⑮ 都道202号線大丹波地区の早期拡幅整備 (奥多摩町)
- ⑯ 都道204号線（日原鍾乳洞線）の早期拡幅改修及び未登記の解消 (奥多摩町)
- ⑰ 多摩川南岸道路の早期完成（丹三郎工区） (奥多摩町)
- ⑱ 国道139号線の早期拡幅 (奥多摩町)
- ⑲ 国道411号線の道路、トンネルの早期拡幅（笹平橋－奥多摩湖）
及び歩道の設置（棚沢橋－将門） (奥多摩町)
- ⑳ 都道へりポート線第2期整備の早期着工 (利島村)

- ⑳ 都道 2 3 7 号線（式根島本道）第二期工事の早期着工（新島村）
- ㉑ 村道羽伏港線の都道への編入及び整備（新島村）
- ㉒ 都道 2 2 4 号線～村道 2 1 号線～村道 6 9 号線アクセス道路の開設（神津島村）
- ㉓ 都道 2 2 4 号線（神津本道）の歩道の設置（神津島村）
- ㉔ 地震・津波対策として都道 2 2 4 号線（前浜海岸地区）の法面工事（神津島村）
- ㉕ 都道 2 1 2 号線の拡幅整備促進及び伊ヶ谷・大久保地区における代替避難道路の確保（三宅村）
- ㉖ 2 2 3 号線（御蔵島環状線）の早期完成（御蔵島村）
- ㉗ 林道黒崎高尾線の都道への編入（御蔵島村）
- ㉘ 都道 2 3 6 号線（青ヶ島循環線）の整備促進（青ヶ島村）
- ㉙ 都道 2 4 0 号線として、津波防災機能を備えた道路整備（父島奥村～清瀬間）
（小笠原村）

（説 明）

町村地域における都道等の整備は、都市部においては、道路交通を円滑化し、山間・島しょ部においては、地域交流を活発化し、住民生活を支えるための重要な課題であり、産業振興、観光振興の促進や地域防災等の観点からも早期整備が必要である。

要望事項	13 建設局
	(3) 災害時の孤立を防止するための道路建設

(要 旨)

地震・津波・豪雨等の災害時に孤立防止のための道路整備を早急図る必要がある。
特に、次の道路について建設を積極的に進められたい。

- ① 秋川南岸道路の建設促進
- ② 多摩川南岸道路の建設促進
- ③ 檜原村・奥多摩町の中心部を結ぶ連絡道路の建設促進
- ④ 小笠原父島の奥村～清瀬間等の早期事業化

(説 明)

- ① 秋川南岸道路については、従来の秋川南岸道路計画と秋川北岸道路計画の線形の見直し、新しい秋川南岸道路計画路線として災害防除を含めた計画案が示された。
このため、山間地域における災害時の孤立化を防止するために、秋川南岸道路の第一、第二工区の早期建設が必要である。
- ② 奥多摩町では、日常生活道路として国道411号1本に依存している状況である。
この国道の道路構造は古く、石積みなど崩壊する危険を含み、また、落石等も依然と続いており、地震や災害に弱く常に孤立と背中合わせでいる。
多摩川南岸道路建設については、登計工区、海沢工区、城山工区が完成したため、未完成の丹三郎工区の早期建設により全線供用開始となる。山岳地域における孤立を防止するためにも、丹三郎工区の建設を早期に進める必要がある。
- ③ 現在都道206号線が奥多摩町と檜原村を結ぶ車両の通行のできる唯一の都道であるが、山岳道路であるため災害時や強雨時等には道路の通行がままならない。
また、檜原村北部の都道205号線も行き止まりの都道であり、災害時の孤立を防ぐためには檜原村を南北に横断する道路計画とその延長で鋸山を横断する道路を整備することにより、主要地方道33号線から国道411号線を結ぶ道路が災害時奥多摩町内及び檜原村内の孤立化も防止でき、両地域の産業経済の発展に寄与するため早期の整備を要望する。
- ④ 小笠原父島の奥村～清瀬間等は津波被害が発生した場合、島民や観光客が孤立する集落が発生する。道路の早期事業化が必要である。

要望事項	13 建設局（総務局・環境局）
	（4）雪害体制等の充実強化

（要 旨）

西多摩町村の雪害対策にあたって、国道、主要地方道、都道及び生活道の除雪に対する財政支援を国に対し要請するとともに、都においても市町村を支援する体制を確立されたい。

（説 明）

西多摩の山間地域では、積雪の回数、積雪量も多く、広範囲に集落が点在しており、高齢化・過疎化に伴い地域の除雪力は低下しているため、車両の通行が遮断されないように、毎年、除雪作業等、雪への対策に多額の費用が掛かっている。財政力が脆弱な町村では除雪費の捻出に苦慮しているところである。

平成26年2月に発生した2週にわたる大雪では、西多摩町村の各所で過去に例がない積雪があり、国道、主要地方道、都道及び住民の生活を支える生活道において除雪が出来ない地域が発生し、車両の通行が出来ず、孤立した状況となり生活に多大な影響を及ぼした。

このようなことから、除雪体制の強化のため町村への除雪に対する財政的支援が必要である。

要望事項	13 建設局
	(5) 砂防区域指定と砂防事業の促進

(要 旨)

台風時等に災害が多発する恐れのある島しょ地域について、砂防区域の指定と砂防事業の一層の整備促進を図られたい。

(説 明)

台風や降雨による農地、宅地、道路等の侵食、崩壊、決壊の危険を防止するために、砂防区域の指定及び砂防事業の促進が必要である。

要 望 事 項	1 3 建設局（環境局・港湾局）
	（6）海岸保全区域指定と海岸保全事業の促進

（要 旨）

災害が多発する恐れのある海岸地域について、保全区域の指定と保全事業の一層の促進を図られたい。

① 海岸保全事業の促進

ア 海岸保全事業費の増額及び事業の促進

（大島町・利島村・新島村・三宅村・御蔵島村・八丈町）

イ 未指定区域における海岸保全区域指定の促進 （大島町・御蔵島村・青ヶ島村）

ウ 海岸漂着・漂流ごみ処理への対応促進及び財政措置

（大島町・神津島村・御蔵島村・青ヶ島村・小笠原村）

エ 台風で崩落した筆島海岸の侵食防止事業の実施 （大島町）

オ 弘法浜大金沢流域整備事業の実施 （大島町）

カ 離岸堤の整備促進及び小型船施設東側部の崩壊対策の促進 （利島村）

キ 新島近海地震により崩落した海岸の侵食防止事業の実施 （利島村）

ク 新地から亀石海岸の侵食防止計画の策定 （利島村）

ケ 前浜海岸の侵食対策及び安全施設の建設促進 （新島村）

コ 和田浜海岸の整備促進 （新島村）

サ 羽伏浦海岸の侵食防止 （新島村）

② 海岸環境整備事業の促進

ア 本村前浜、若郷前浜の海岸環境整備事業の促進 （新島村）

（説 明）

海岸漂着物処理推進法により、漂着物等の処理責任は海岸管理者等にあることが明確に定められた。しかし、一部国有海岸等に係る町村の経費負担が整理されず残ったままとなっている。については、経費負担の適正化と財政措置が必要である。

大島町では、平成25年の台風26号の海岸浸食や崖地崩落のため、海浜は未だに危険な状態であり、健全な海浜利用のために整備が急務となっている。また、事業によって生じた長浜海岸の侵食が未だ自然復元されないままになっており、原因調査も終了していることから早急な対策が必要である。

要望事項	13 建設局
	(7) 河川改修整備の促進

(要 旨)

河川水害の防止を図るとともに、自然環境と調和した整備を推進するため、次の事項を積極的に推進されたい。

- ① 残堀川源流・狭山池の水量の確保及び残堀川旧川の水量の確保（瑞穂町）
- ② 秋多都市計画河川第1号平井川の早期整備（日の出町）
- ③ 準用河川改修事業補助の充実（大島町）
- ④ 神津沢河川未改良部の事業実施（神津島村）

(説 明)

① 残堀川の改修は平成19年度に完成した。都は引き続き河床の不透水層施工を実施するが、合わせて水源である狭山池の水質の維持を図るために水量の確保が必要である。また、残堀川の改修に合わせて、旧川部分の整備も都が実施している。本川河床と旧川河床との高低差により旧川部分には本川の流れは引き込めず、わずかな流入水のみを水源としている。水生生物・魚類が生息できる水量を確保するため、狭山丘陵に雨水貯留池の設置が必要である。

② 一級河川平井川は、都市計画決定され20数年経過しているが、下流のあきる野市内でも未だ整備されていない箇所が見受けられる。日の出町では平成元年に着手した土地区画整理事業において、雨水排水計画に基づいた雨水管を埋設し、周辺流域の雨水を処理しているところであるが、放流先である平井川に直接流せないため、調整池を作っているが、集中豪雨時には対応できず頻繁に溢流している状況である。

今後、平井川に直接放流できるよう、また50mm/時間の降雨量に対応できるよう早期に事業化し、河川整備をする必要がある。

- ③ 小川である準用河川の改修を積極的に促進するための財政支援が必要である。
- ④ 神津島のメイン道路である都道224号線に沿った神津沢河川は、周辺の環境や観光的美化の観点から未改良部分が多いが、地域住民の生活環境の改善や観光産業推進のためにも整備の促進が必要である。

要 望 事 項	1 3 建設局
	(8) 町村受託管理業務等に対する適正な財源措置

(要 旨)

町村が都から受託している河川清掃業務等について、適正な財源を措置されたい。

(説 明)

都民が自然と触れ合う財産である河川（都管理）を清潔・安全に維持するため、その清掃業務を町村が受託して行っているところである。

都民全体の共有財産である河川を十分かつ適切に管理・維持していくためには、適正な財源の措置が必要である。

要望事項	13 建設局（環境局）
	（9）自然公園施設の建設整備及び区域設定の見直し

（要 旨）

恵まれた自然環境を憩いの場として多くの都民が利用できるよう、次の施設について建設、整備の促進を図られたい。また、自然公園の区域設定について、実情に即した見直しを図るよう国へ要望されたい。

- ① 野山北・六道山公園内の用地買収を含む施設整備の促進 (瑞穂町)
- ② 日の出山山頂周辺の整備促進 (日の出町)
- ③ 多摩川、秋川沿いの遊歩道の整備促進 (檜原村・奥多摩町)
- ④ 奥多摩の山頂や尾根筋の眺望確保のための整備促進 (檜原村・奥多摩町)
- ⑤ 都立奥多摩湖畔公園（山のふるさと村）の木造東屋（野外ステージ）の
拡張及び広場への芝張等の整備促進 (奥多摩町)
- ⑥ 遊歩道「吉野氷川線」の早期全線整備 (奥多摩町)
- ⑦ 父島つつじ山南麓線の整備促進 (小笠原村)

（説 明）

奥多摩及び秋川流域は、秩父多摩甲斐国立公園と都立自然公園に、島しょ地域は、富士箱根伊豆国立公園と小笠原国立公園にそれぞれ指定されており、その恵まれた自然環境は都民のレクリエーションエリアとして広く利用されている。これらの地域は、都民の共有財産として、守り育てていかなければならない重要な地域である。

そのため、来訪者の利便性向上と、危険防止を図り、安心して自然環境を堪能できるよう、自然公園施設の建設整備が必要である。また、現在の自然公園の区域設定については、産業振興、有効的な土地利用等を図るうえで地域の実情に即していないため、早急に見直しを図るよう、国へ要請されたい。

要望事項	13 建設局
	(10) 都市公園の整備

(要 旨)

父島集落内における未利用国有地を活用した都市公園を整備されたい。

(説 明)

父島二見湾の奥に位置する製氷海岸は、海洋センターが隣接し、多くの村民・観光客にとっては、海水浴やシュノーケリングまたダイビング講習など、手軽に身近に自然と触れ合うことができる場として利用されている。

また、製氷海岸に連なる海域の一部は、小笠原国立公園の海域公園に指定されており、広大なエダサンゴの群棲地として保全利用が図られている。

しかしながら、この製氷海岸周辺は、村民や観光客が利用する上で必要とされる休憩施設やトイレなどの整備がなされておらず、その利便性の向上が求められているところである。

一方で、製氷海岸の後背地にはおおよそ5,000㎡余りの国有地等が未利用の状態が存在しており、海岸域と一体的に整備するのに適している。

については、当該国有地等を活用した村民や観光客の憩いの場やレクリエーションの場となるよう、都立の都市公園として整備されたい。

要望事項	13 建設局（総務局）
	(11) 大島町への災害復旧・復興特別交付金の継続及び復旧事業の早期整備促進

(要 旨)

大島町における平成25年の台風26号による被災に伴う災害復旧・復興特別交付金制度を引続き継続されたい。

また、被災した区域において、都市公園及び町道・広場等の早期整備促進を実施していくために、東京都施工の大金沢流路工整備の早期完成を図られたい。

(説 明)

平成25年10月16日の台風26号による記録的な大雨により発生した土砂流は、大島町に未曾有の大災害を発生させた。

この災害に対して平成26年9月に策定された大島町復興計画では、被災者の生活再建やメモリアル公園整備など被災地の防災復興事業を柱としており、これらの事業を実施するためには、災害復旧・復興特別交付金制度による財源が不可欠である。

また、土砂災害区域について、大島町復興計画により、神達地区周辺は、大島町メモリアル公園整備用地として位置づけを行い、この公園を都市公園事業の地方のシンボル、観光振興等を考慮した「地域づくり拠点公園」として整備を行うこととしている。

都が施工する大金沢流路工整備に合わせ、道路、広場、緑地等の地区公共施設整備により、避難の円滑化、防風、遊水機能を確保し、地区の防災性の向上を図るため、早期に実施する必要がある。

大金沢流路工整備事業については、事業完了年度は未定であるため、防災上の観点及び住民不安を1日でも早く払拭するためにも早期完成を図られたい。

要 望 事 項	1 3 建設局（総務局・環境局・産業労働局・港湾局・教育庁）
	（1 2）小笠原諸島の希少生態系の保全

（要 旨）

小笠原諸島への移入動植物が固有の生態系を攪乱しており、自然環境全般の保全に向けた総合的な対策を講じられたい。

- ① 生態系保全のための外来種対策の継続・強化及び分野横断的な総合調整の実施
- ② オガサワラオオコウモリの絡まり事故防止及び食害防除対策
- ③ 野ヤギ駆除対策の充実及び農業被害の防止
- ④ イエシロアリ総合対策の実施
- ⑤ ネズミ類対策の実施
- ⑥ ツヤオオズアリ対策の実施

（説 明）

- ① 小笠原諸島の希少動・植物からなる固有の自然環境は、ノネコ、イエシロアリ、ノヤギ、アフリカマイマイ、プラナリア、グリーンアノール、ツヤオオズアリ、アカギ、クリノイガ、ガジュマル、リュウキュウマツ等の様々な外来種により、その生態系を攪乱されている。

外来種の中には生態系の中で循環の一部となりつつあるものもあるなど、駆除しただけでは逆に事態を悪化させる場合もあるため、種間相互作用に配慮した対策の実施が重要である。例えば、ノヤギ駆除後、希少植物や在来植生の回復とともに外来植物の拡大も見受けられ、さらにはネズミ類の増加が懸念されている。

希少動・植物の保全のためには、生態系を総合的に捉えた対策が必要である。都は、外来種対策の継続・強化に加え、村民生活への影響が生じる課題については分野横断的な取組が行われるよう総合調整をされたい。

また、世界自然遺産の価値を継続して守りながら、人の生活や産業との両立を図っていくためには、村民や来島者の理解を得る実効的な対策と総合的な普及啓発が不可欠である。特に、近年は土付苗の持ち込みなど農業活動に伴うリスクについても強く認識されていることから、具体的な対策を検討されたい。

- ② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害は、拡大している。一方で、農業者が設置する防鳥ネット等へのコウモリの絡まりに

よる傷病事故等も発生している。

村では、絡まり事故の生じない素材によるネットを使い、食害対策を実施しているが、高木の作物については対応が困難である点など、より専門的な技術が必要とされている。また、母島においてもコウモリの飛来頻度が高まっており、父島より営農面積が広い母島において、今後食害が拡大することも懸念されている。

については、オガサワラオオコウモリの生態調査を継続・強化するとともに、都において、保護に配慮した物理的防除方法の検討及び普及を図りたい。

- ③ 父島においては、ノヤギが相当数増加しており、農業被害も多く、また、固有種等、貴重な植生への影響も懸念されている。

貴重な自然環境を保護する観点から、駆除の推進を図ることが必要である。

- ④ 父島では村が「人とシロアリの住み分け」方針を継続的に実施してきたことにより、相当の成果を上げている。しかし、集落周辺や山林域では依然として固有植物を含む木質植物に大きな影響を与えている。特に集落内の都立大神山公園内では都による対策が講じられているが、今後も継続対策が必要である。

また、母島では平成 10 年に長浜トンネル記念植樹帯からイエシロアリが発見され、以後「根絶」方針によるシロアリ対策を村が行っている。しかし、平成 24 年に新たに蝙蝠谷仮置場でのイエシロアリ定着が確認され、管理者である都が対策を講じている最中であるが、イエシロアリの生態から、敷地内だけでなく周辺を含めた継続対策が必要である。この他、都管理地内のイエシロアリ駆除を継続的に講じて外来樹木駆除事業に係るイエシロアリ蔓延防止対策を講じられたい。

- ⑤ 昨年村内でのネズミ被害の増加が問題となっており、属島および父島・母島それぞれにおいて、早急な対応策が求められている。兄島では世界自然遺産の中核的な価値である陸産貝類が、ネズミ類の食害にによって絶滅が懸念されている。環境省によるネズミ対策が現在実施されているが、都においても、関係機関との役割分担を整理した上で、積極的に対策を実施されたい。

また、有人島においては、ネズミ類の増加による農業や村民生活にもさまざまな被害を受けるため、自然環境・住環境の両面に配慮した対策を強化しされたい。

- ⑥ 母島島内において、近年ツヤオオズアリの南崎等への侵入・拡散が確認され、固有陸産貝類の食害が報告されている。ツヤオオズアリ防除を積極的に実施されたい。